

令和2年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和2年12月18日(金)午後2時00分～午後3時15分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	中込 光一 委員長 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、財政課、教育研究所、下水道整備課、建築住宅課
傍聴者	なし

I 開会 中込委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和2年5月15日から令和2年9月1日までに入札公告が行われた案件及び令和元年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた柴田委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) ふるさと納税事業支援サービス委託料

抽出理由：1者随意契約の中で、落札率が高い案件であるため。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【財政課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過について説明】

委員：3回増額されているが、金額の上限など、増額についての基準はあるのか。

事務局：基準は特にない。予算額の範囲内であれば支払う形となる。

委員：「寄付金額に対して、何%払う」という契約方法になっているという解釈で良いか。また、当初の契約金額はあくまで予算額といった捉え方になるのか。

事務局：そのとおりである。寄付金額が増加すれば、それに比例して諸経費がかかり、結果、委託料も増加するという仕組みになっている。また、当初契約金額についても想定される寄付額に対する委託料を試算したものである。結果として、寄付額が当初の見込みを上回ったため、増額をしたという経緯である。

委員：当初契約金額は前年度実績から試算されたものか。

事務局：そのとおりである。

委員：業者に支払いを行うパーセンテージは何%程度で設定されているのか。

事務局：寄付を受け付ける媒体によってパーセンテージが変わるが、令和元年度の契約については、8～13%で設定されている。

委員：設定されたパーセンテージ分が業者への報酬になるという解釈で良いか。

事務局：そのとおりである。8～13%が業者の取り分となり、ここに返礼品代と郵送代が加わる。経費としては、寄付金額の50%以内に収まる形となる。

委員：業者へ支払われる報酬が寄付額の概ね50%程度とのことだが、過去の寄付実績を見ると相違があるように感じる。

事務局：50%程度の報酬となるのは、返礼品が必要になる寄付の場合である。実績にはクラウドファンディングで集まった返礼品が必要ない寄付も含まれている。

委員：今年度は令和元年度より寄付額が増加傾向にあるのか。

事務局：増える見込みである。

委員：「平塚市契約規則39条のただし書きの規定による特例」に該当していないが、1者随意契約となっている。

事務局：「39条ただし書きの規定による特例」に該当していなくても、理由があれば、1者随意契約は可能である。今回は、プロポーザルにより決定した業者に対して翌年度以降同内容の業務を随意契約するものであり、同業者が持つ知識や技術を活用しなければ、この業務が円滑に遂行されないと判断されたため、1者随意契約という形式をとっている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 運用支援員業務委託

抽出理由：1者随意契約によるもので、継続性を考慮するのは理解できるが、金額が予定より増額されている理由。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育研究所から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：このような業務を請け負える業者は他にないのか。

事務局：教育関係の業務を請け負っているという意味ではあまりない。

委員：請け負っているのは県内の業者か。また、他の自治体の業務も請け負っているのか。

事務局：県内の業者である。他の自治体の業務を請け負っているか業者に確認はしていないが、おそ

らく請け負っていると思われる。

委員：例えばプロポーザルで業者を決定するなど、もう少し多くの業者から選定する方法はこの業務にはそぐわないのか。

事務局：指名競争入札を行ったが、不調になってしまった。

委員：消費税が上がったために増額とあるが、年度当初に増額分を見込んだ金額で契約しないのか。

事務局：契約書の中に「消費税が上がった場合は増額する」など、消費税に関する記載があり、それに基づいて、事実が発生した段階で増額するというのが通常の流れである。

委員：指名競争入札を行う際、県内の業者に限定しているようだが、県外の業者には声掛けをしないのか。

事務局：県内の業者に声掛けをしているが、実情は、支店が県内にあるだけで本店は東京だったりする。業者選定の際、県外の業者まで対象にしたとしても、結果的に呼ぶ業者はそれほど変わらないと思われる。

委員：2年間の長期継続契約となっているが、なぜ期間が2年間なのか。

事務局：当初は3年間で考えていたが、金額の関係で3年間で請け負える業者がなかった。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 東部ポンプ場改修工事（土木）その4

抽出理由：総合評価方式（特別簡易型）を行った案件であり、基準を確認したいため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：総合評価の評価項目の基準を教えてください。

事務局：評価項目は総合評価のガイドラインに沿って、公告前に開かれる部会の中で設定している。細かい評価内容についても、ガイドラインに記載がある。

委員：評価項目は各案件ごとに設定しているという解釈で良いか。

事務局：1億7千万円未満の案件で技術的な能力や企業の社会性・信頼性・地域性を定量的に評価する特別簡易型、1億7千万円以上5億円未満で簡易な施工計画の提出を求める簡易型、5億円以上の案件で技術提案を求める標準型の3つのタイプを各案件ごとに適用している。

委員：ガイドラインは公開されているのか。

事務局：平塚市ホームページで公開している。

委員：技術審査の点数配分も毎回変わるのか。

事務局：点数配分は変わらない。

委員：価格評価点の算定式の中にある「評価項目配点合計36点」というのは固定された数字か。

事務局：評価項目には選択項目があるので必ずしも固定ではない。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 消防団第4分団庁舎新築工事（建築）

抽出理由：不落の事情と受注者への発注についての経緯について確認したいため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：最終的に随意契約をした業者とは何度か見積合わせをし、落札に至ったのか。

事務局：3回見積合わせを行った。

委員：応札した業者は予定価格より高い金額で入札しており、その中で一番低い金額を提示したのが最終的に随意契約をした業者であったという解釈で良いか。

事務局：そのとおりである。

委員：3回不調になってしまった理由はどんなことが考えられるか。

事務局：大きい建物を建築する場合は、材料費を安く仕入れたりといったことができるが、今回は建物の規模も小さいため、業者からすると価格的なメリットが少ないと考えた可能性がある。

委員長：ほかに質問がなければ次に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後3時15分閉会)